

# 領収書の会計学

神戸大学名誉教授 岡部 孝好

---

初出：『企業会計』第47巻第10号(1995年10月)、104-105頁。

---

## 1. 領収書の証拠力

会計学には不思議なことが多数ある。会計業務で領収書ほど大切で、馴染み深いものはないが、どうしたことか、領収書に触れた会計学のテキストはみあたらない。経理課の仕事も公認会計士の仕事も、領収書なしには1日たりとも成り立たないはずなのに、なぜその説明がないのだろうか。そもそも「領収書の会計学」がないというのも奇妙なことである。取引データをすべて電子化するペーパーレス革命が進行中なので、紙の領収書が姿を消す前に、急いでこの点を考えてみることにしよう。

ビジネスは取引から成り立っているが、1つひとつの取引は取引相手の探索からはじまり、交渉、合意の成立、履行といったプロセスをたどる。これらの中で最後の履行のステップでは、売り手と買い手が約束通りに相手側に財・サービスや貨幣を引き渡すが、いちばん大事なこの引渡しがなかなかスムーズにはすすまない。領収書というのは、この取引の履行という困難なステップが無事に完了したことを立証する文書であり、だれが、だれから、いつ、何を、何のために受け取ったかを書いた紙切れである。ハンコを押して、重みをつけるのがわが国の慣わしであるが、これがいかに大切かは、ハンコを忘れるとただけのはずだったお金がもらえなくなることから明らかである。

領収書という紙切れの意義を正しく理解するには、取引では利害が対立しているということを思い起こす必要がある。値段の交渉では、売り手は1円でも高く売りたいが、買い手は1円でも安く買いたい。履行の段階になっても、売り手は商品を少しでも少なく渡したいし、買い手は少しでも多く受け取りたい。売り手はできるだけ多く集金したいのに、買い手はできるだけ少なく支払いたい。利害が相反するこの状況において、もっと多くを、できれば2度でも3度でも、受け取りたかった人が、「たしかにいただきました」と証明するのが領収書である。きわだった特徴はその証明書を発行する人間にある。

争いがある場合、事実の証明はふつうは中立的な第三者が行う。ボクサーの戦いでも、どちらが勝ったかは、中立のレフリーが判定する。しかし、領収書の場合に相手側の履行を証明するのは、争いの当事者である。これは、本当は勝ちたかったのに殴り倒されたボクサーが、殴ったボクサーに勝利の証明書を手渡すのと同じことである。それに強い証拠力があるのは、ハンコが押されているからというよりも、利害が衝突する相手の人間が証明したということによっている。

## 2. 会計帳簿と領収書

すべての取引が現金で行われる場合、受け取った領収書と発行した領収書の控えが完全に揃っていれば、正式の会計帳簿がなくても、容易に会計報告書を作成することができる。領収書を項目別に揃え、そして日付順に綴じ込めば、それはもう会計帳簿も同じである。電卓を叩くと、キャッシュフロー計算書（収支計算書ともいう）ができあがる。

今日の会計報告書は発生主義という建前によっているが、この発生主義というのは、キャッシュフロー計算書に手を加えただけのもので、現金主義からかけ離れたものではない。過去や未来のキャッシュフローを繰り延べたり、見越したりしているだけで、現金のやり取りを基礎にしている点にはいささかも違いはない。

最近では、Mark-to-Market(時価評価)の考え方に脳ミソを侵され、期末のストックばかりを気にしている会計学者が少なくないが、会計の拠り所は昔もいまも期中のフローなのであり、わけても現金の出入り、つまりキャッシュフローほど大切なものはない。売上も、仕入も、また経費も、毎日毎日、苦心惨憺しながらすすめてきた商売の結果なのであり、その商売の結果をありのままに記録したのがキャッシュフローの会計データである。これらの会計データはその1つひとつが領収書に裏づけられているのだから、発生主義会計の土台になっているのは領収書だということになる。

会計帳簿へ記録する金額は領収書金額と寸分違っていない。この会計帳簿への記帳ルールは自明のこととみなされ、それがもつ重大な含意はとかく見落とされやすい。領収書金額欄が100万円となっている物品は、他の取引相手から買えば85万円を買えたかもしれない。「もし」もっと賢明に買っていたら、「もし」もっと早く買っていたら、などと仮定法を使えば、ありそうな金額の可能性は際限なく拡がる。この「もし」という仮定法をいっさい排除して、よくもわるくも、ともかく実際に支払った100万円を記入するというが、この記帳ルールの大事な意味である。買い手が実際に「経験」した値段を記録する、そして買い替えなどいった次の「経験」が生じないかぎりこの記録を絶対に動かさない――この固い会計ルールこそ歴史的原価会計の根幹をなすものなのである。この意味で、領収書は歴史的原価会計と密接不可分の関係にあるといえる。

### 3. 統一帳票

領収書はビジネスにはなくてはならないもので、1枚でも欠けていては困る。しかし、取引のつど領収書を交わすのは面倒なことで、テマヒマ、つまりコストがかかる。受け取った側でもその取扱いにテマヒマがかかると人件費が増え、取引コストが高つく。それなのに、取引相手が発行する領収書を集めると、大きさも小ささまざままで、様式もばらばらになる。保存も集計も大変で、

ミスが頻発する。

この状況をみてだれもが思いつくのが、大きさと記載事項のフォーマットを統一することである。大きさを揃え、フォーマットを1つに決めれば、取扱いが簡単になってコストが浮き、ミスが減る。しかし、自分が書くものならともかく、取引相手が書く領収書をどうやって統一するか。支払側が圧倒的なパワーをもつのであれば、受領側に対して「わが社の標準様式はこれだ」と指図して、その様式を無理やり押し付けることができるかもしれない。この強引な方式によって、取引相手に独自様式の使用を強要した事例は実際には少なくないが、評判はすこぶる悪く、「下請泣かせ」と非難の的になったこともある。取引先がそれぞれの指定様式の領収書を要求すると、10社に納品している下請けは、10通りの異なる様式の領収書を書かされることになる。

1970年ごろから、この弊害を改めるために、業界全体で帳票類を統一しようとする動きが広がってきた。いくどとなく会議を開いた結果、帳票様式の統一に成功した業界もあったが、結局は「元通り」という業界も少なくなかった。コンピュータ用の電文の統一も、また会計制度の統一も同じ問題を抱えているが、要するに「統一化」というのは、総論は賛成でも、各論はなかなかまとまりにくい。だれもが自分が譲歩せずに、相手の譲歩ばかりを求めるからである。

#### 4. 消えた領収書

銀行のオンライン化は歴史に残る「大事件」である。給料の銀行振込がはじまると、給料は亭主からいただくものと思っていた奥様方は、給料は会社が奥様に払うものだというふうに考えを変え、亭主を粗末に扱いはじめた。ただ亭主の方でも、給料日にハンコをもち歩く煩いから解放されたのは事実であり、振り込まれた給料を銀行で引き出すのにもハンコは不要になった。領収書が消えたのである。

いまでは、受発注だけでなく、納品や決済もコンピュータ同士の間でやり取りが行われている。コンピュータの中を飛び交うこの電文も統一が不可欠であるが、これも総論賛成、各論反対の争いになって、揉めに揉めた。わが国では、帳票統一化のごたごたした歴史がこの電子化でも繰り返され、意外にもEDI(ElectronicDataInterchange)の普及には長い歳月を費やすことになってしまった。だれもが自分に好都合な電文フォーマットを相手に押しつけようとするこの結果である。しかし、この「静かな革命」の進行にともない、領収書が姿を消しているのはまちがいのない事実である。わざわざ取引相手と領収書省略契約を結んでいるケースもあるが、そうしなくとも、コンピュータによると、いちいち領収書を印刷する必要はないのである。特に出力を指図すれば領収書は出てくるが、同じデータはコンピュータの中に溜められているから、紙を無駄にするまでもないのである。とすれば、給料の振込みと同じで、ビジネスにもハンコは不要になる。

領収書を綴り合わせると、キャッシュフロー計算書ができるが、コンピュータの電文も同じで、それを綴り合わせると、キャッシュフロー計算書ができる。またそれを加工すると、発生主義の会計報告書が作成できる。コンピュータの時代になっても、企業が「実際に経験した取引事実」に会計数値がしっかりと結びついている点もまったく変りはない。しかし、領収書が視界から消えると、歴史的元価会計がもつこの大事な特質が人の目につきにくくなる。そして、誤解が生まれる。

コンピュータは処理が速いから、毎日でも時価を拾って、資産などのストックのデータを書き改められないわけではない。しかし、時価というのは「もし」という仮定法にもとづいた仮の数字であり、企業が「実際に経験した」取引事実による数値ではない。会計記録で最も大切なのは、取引の当事者が経験した実際の数値、つまり領収書に書かれている数値なのである。だから「領収書の会计学」によると、領収書という紙切れが消えても、領収書に書かれている数値はやはり重要でありつづけることにな

る。